

令和2年度一般会計予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障施策に要する経費について

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳 入)

・地方消費税交付金額(社会保障財源化分)見込額 **424,286 千円**

(歳 出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策に要する経費 **1,436,946 千円**

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	町債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障財 源化分)	
社会福祉	障害福祉サービス事業	637,985	477,441	0	0	84,832	75,712
	小計	637,985	477,441	0	0	84,832	75,712
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	229,372	128,693	0	0	53,199	47,480
	介護保険特別会計繰出金	396,592	13,911	0	0	202,210	180,471
	小計	625,964	142,604	0	0	255,409	227,951
保健衛生	こども医療費助成事業	172,997	13,942	0	0	84,045	75,010
	小計	172,997	13,942	0	0	84,045	75,010
合計		1,436,946	633,987	0	0	424,286	378,673

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和2年度予算額(810,000千円)の21分の11に相当する額としています。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。